

陸上自衛隊の「連隊災害対処訓練（23区展開訓練）」に関する申し入れ

北区長 花川與惣太 様

2012年7月9日 日本共産党北区議員団
幹事長 八巻 直人

日本共産党北区議員団は、7月3日に「平成24年度北区震災訓練に関わる申し入れ」をおこないました。その後、北区防災対策特別委員会や各紙の新聞報道、党区議団の独自調査などの中で、陸上自衛隊による「連隊災害対処訓練（23区展開訓練）」の全容が次第に明らかになり、次のような問題点が浮き彫りになってきました。

第1に、陸上自衛隊第1普通科連隊が所属する第1師団の広報は今回の訓練について、「首都直下型地震を想定した『自衛隊統合防災演習』の一部として行われる」とし、陸海空の統合防災演習の一部として23区全域に大規模に部隊を展開するものと説明しています。まさに規模でも、内容でも過去に例のないものです。

さらに、自衛隊法83条が自衛隊の災害出動は関係自治体からの要請が前提であるとしているにもかかわらず、今回の訓練は自衛隊単独でおこなわれることになっています。

こうした点から、「災害対処だけではなく市街地での軍事訓練の狙いがあるのではないか」との指摘もあります。

第2に、夕方から翌日の午前という時間帯に迷彩塗料を施した自衛隊車両や迷彩服の隊員が市街地を通行するとなれば、訓練とは知らない一般市民を無用におびやかすことになりかねません。

第3に、第1師団広報は、区役所の使用については訓練ではなく、駐屯地に帰るのが効率的でないので、便宜上宿泊の打診をしているだけだとのべています。そのため、区側が拒否すれば、隊員は駐屯地に帰るだけだとしています。事実、23区内でも区役所での宿泊を拒否している自治体は多数にのぼっています。

以上の点をふまえ、以下、あらためて陸上自衛隊の「連隊災害対処訓練（23区展開訓練）」に関する申し入れをおこなうものです。

記

1、自衛隊法の趣旨にも反し、区民の日常生活に重大な支障をきたす恐れのある「連隊災害対処訓練」の中止を自衛隊に求めること。

2、16日夜の区役所内での宿泊については、あらためてこれを拒否すること。

以上